

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県早島町長

公表日

令和8年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	・母子保健法に基づき妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 ・子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦のための支援給付の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 ・番号法に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 なお、妊娠届出については、窓口のほか、サービス検索・電子申請機能及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。
③システムの名称	健康管理システム、宛名統合管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能（マイナポータル）、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第70の項、第127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 【情報提供】42、48、80、95、112、125、155、161項 【情報照会】95、96、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 こども未来課
②所属長の役職名	教育委員会 こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	早島町企画総務部総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	早島町企画総務部総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。マイナンバーを取り扱う際は、本人または養育者からのマイナンバーの取得を徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	新様式への変更			事前	
令和2年2月14日	I 1-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56-2,87項 【情報照会】70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,44条 【情報照会】39条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】26,56-2,69-2,87項 【情報照会】69-2,70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,38の3,44条 【情報照会】38の3,39条	事後	
令和3年8月6日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	II-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月26日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和8年1月13日	I 1-②事務の概要		・子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定の事務を行う。を追加	事後	標準化による
令和8年1月13日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49項 平成26年内閣府・総務省令第5号第40条	番号法第9条第1項及び別表の第70の項、第127の項	事後	法律の改正による
令和8年1月13日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】26,56-2,69-2,87項 【情報照会】69-2,70項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】19,30,38の3,44条 【情報照会】38の3,39条	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 【情報提供】42、48、71、80、95、112、125、155、161項 【情報照会】95,96、155の項	事後	法律の改正による
令和8年1月13日	IV-8人手を介在させる作業	なし	2) 十分である		様式変更による

[illegible]